



議会だより

かみごおり



No. 52

平成17年2月1日発行

●発行 上郡町議会 ●編集 議会広報調査特別委員会

〒678-1292 兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地 ☎(0791) 52-3512 FAX(0791) 52-6650



成人のつどいにて

12月定例議会

- 条例制定・変更契約締結・補正予算…………… 2～3P
- 同意・規約変更・陳情請願…………… 4P
- 委員会の活動 - 先進地に学ぶ - …… 5～7P
- 特別委員会報告…………… 8～9P
- 町政を問う（一般質問）…………… 10～13P

※題字は、今年の新成人の字です。

決まりました

第三百六十六回定例議会

第三百六十六回定例議会が、十二月十三日から十二月二十二日までの十日間の会期で開催され、請願二件ならびに陳情一件、同意（人権擁護委員の推薦及び上郡町教育委員の任命）二件、承認（職員の給与に関する条例の一部改正）一件、営墓地公園整備工事請負の変更契約及び公共下水道上郡町駅前雨水ポンプ場建設工事委託の変更契約、規約の変更四件、条例（上郡町営墓園条例）の制定、平成十六年度予算（一般会計および特別会計九件）の補正などでありましたが、同意・承認・工事請負変更契約・建設工事委託変更契約・予算補正などいずれも原案どおり可決しました。

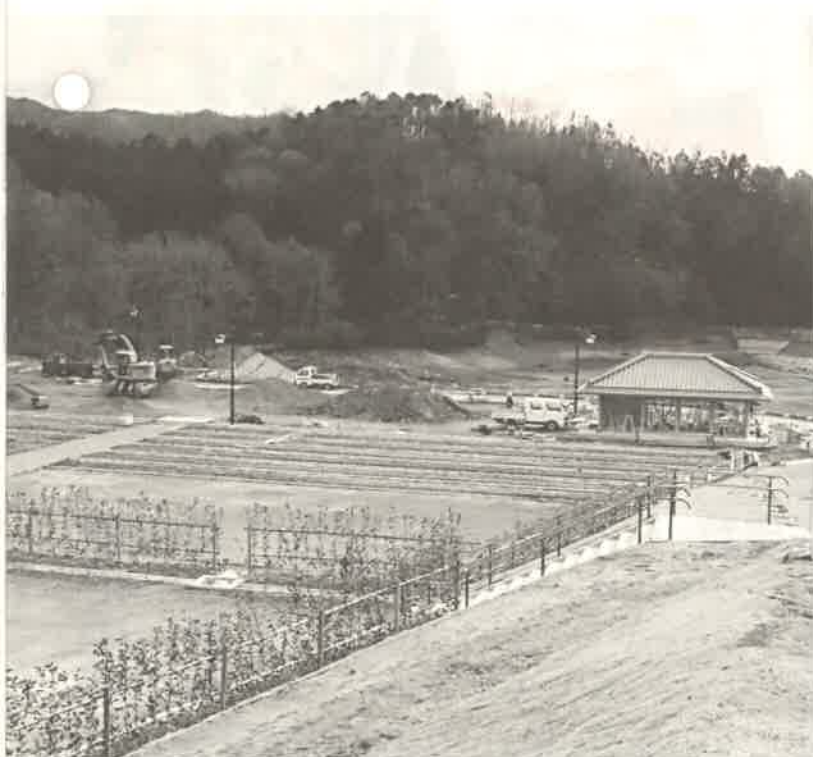
尚、「人権侵害の救済に関する法律」早期制定を求める請願及び高田台自治会館建設に伴う補助金に関する陳情については内容・主旨などを再度精査するため継続審査と致しました。

また、追加で相生市・上郡町・三日月町合併協議会の廃止、平成十七年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書の提出及び相生市・上郡町合併協議会を解散する決議についても慎重に審議し、可決しました。

さらに、一般質問では四名の議員が質問に立ち、町政の問題点などを質しました。

上郡町営墓園条例制定

- 名称 上郡町営上郡霊苑
- 位置 上郡町奥甲十二番地
本件は、上郡町営墓園における墓所の使用目的、使用制限、権利の承継、使用者の資格、墓所の管理、使用場所での工作物の制限、墓所の永代使用料及び管理料（墓園の維持管理費）、料金の徴収方法、還付基準、使用場所の移転と返還命令、管理上必要事項を定める条例であります。
- 永代使用料 一平方メートル当り 十万円
- 年間管理料 一平方メートル当り 千七百円
本墓園は、本年一月より募集しております。
- 募集については、平成十七年一月十四日より、二月二十八日までです。
- 見学会は、平成十七年二月五日（土）、六日（日）です。



上郡霊苑工事中

こんなことが

相生市・上郡町・三日月町合併協議会の廃止について

今定例議会において右の一市二町合併協議会の廃止規約が、十二月二十二日に可決され、三十一日付で廃止になりました。

相生市・上郡町合併協議会を解散に向けての決議

相生市長から相生市・上郡町合併協議会会長に出された解散通告を真摯に受け止め、将来にしこりを残さないためにも、相生市・上郡町合併協議会を速やかに解散する。以上の理由により決議する。賛成意見と反対意見が激しく交わされ、しばしば議会は中断。討論ののち採決が行われ、賛成八名、反対七名で、可決しました。

委託変更契約締結の件

(公共下水道上郡駅前雨水ポンプ場建設工事委託)
当初は基本設計に基づく見積りにより委託契約を締結しておりましたが実施設計により変更が生じ、下記のとおり金額となりました。
(公営墓園整備工事契約金額の変更について)
地盤改良が生じたため、その工事費用を上乗せしました。



駅前雨水ポンプ場 (竹万)

契約変更	
契約の目的	公共下水道事業
	上郡駅前ポンプ場建設工事委託
契約金額	変更前 2,060,000,000円
	変更後 1,380,090,000円
契約の目的	公営墓園整備事業
	公営墓地公園整備工事
契約金額	変更前 151,200,000円
	変更後 157,909,500円

予算の補正

補正の主な事由は、台風二十一号による災害復旧工事及び平成十五年度決算による金額確定に伴うものなどで、増額の主なものは次のとおりです。

- 一般会計
 - 災害復旧費 一億九千六百四十八万八千円
 - 内訳
 - 農業施設復旧費 四千六百二十八万八千円
 - 土木施設復旧費 一億五千二十万円
- 公共下水道事業会計
 - 工事請負費 一億九千二百万円



人権擁護委員

同意

人権擁護委員の室井敏之氏並びに武田文雄氏が平成十七年二月二十八日付で任期満了となりますので、引続き室井敏之氏を再任し、武田文雄氏の後任として寺尾孝幸氏を選任したく提案があり、同意しました。任期は三年間です。

住所 上郡町奥甲六百十八番地

氏名 室井 敏之
昭和五年六月五日生



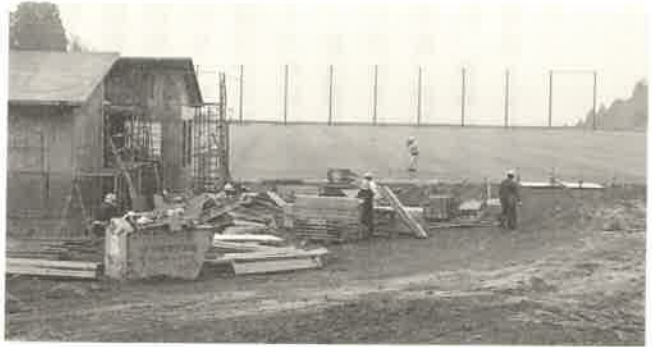
室井敏之氏

住所 上郡町船坂四百九十九番地

氏名 寺尾 孝幸
昭和十七年四月二十二日生



寺尾孝幸氏



サッカー場

播磨高原広域事務組合規約の変更

可決

兵庫県が整備したテクノ地内のサッカー場の設置および管理運営について播磨高原広域事務組合に要請があり、組合規約の一部を改正するものです。教育委員会の意見をふまえて、原案通り可決いたしました。尚、この条例は平成十七年四月一日から施行いたします。

陳情・請願

高田台地区自治会館建設補助金の予算計上をしないことを要望する件

継続

(陳情の主旨)

町の公共事業が滞っている中で、高田台住民にだけ補助金を拠出することは不公平であり、ハコモノだけ提供していただいても維持費その他諸費用の住民負担は必至である。現在ある自治会館を、高田台住民の積み立て資金と町の補助金とで建て直し、有効活用することが高田台住民、上郡町民に負担がない。また、現計画では隣接する住民および教育施設のプライバシー、安全面などを重視していない。

以上の理由により、建設反対、補助金の予算計上をしないことを要望するとして、提出されました。

関係課にも説明を求め、審

議しましたが、陳情内容および補助金の割合など不透明な部分もあり、継続審議と致しました。

「人権侵害の救済に関する法律」の早期制定を求める件

継続

過去四回にわたる国会で審議が行われたにもかかわらず、二十三年十月の衆議院解散により自然廃案となった人権擁護法案(仮称)を早期制定するよう、国に対して上郡町議会として意見書を提出するよう求められた請願です。

慎重に審議した結果、人権問題は非常に大事な問題ではあるが、法を盾に自由社会を縛ったり、利権の問題にすり替えられる危険性などを考慮し、今後も十分に審査することとし、本案は継続審議となりました。

播磨科学公園都市内における公立幼児園新設を要望する件

採択

テクノ(播磨科学公園都市)在住の若い世代にとって、経済的負担の少ない公立の幼児園を早期新設するよう提出された請願です。これについて、テクノにおける該当幼児の状況、就園実態などを担当課から説明を求めて審査を行いました。

播磨科学公園都市に若い層の定着を促進するためにも幼児園設置は必要であると判定、建設時期はテクノの成熟度、定住者の状況、該当幼児数の推移をもって考慮することとし、本請願は採択しました。



委員会の活動

のじぎく国体に向け体育館の改修進む

総務文教常任委員会

総合体育館の改修すすむ

●総合体育館の照明設備改修工事・温水プールの塗装および公共下水接続工事落札。現在各施設の使用料を検討中。

●子育て学習センターの修繕については十一月末に完了、雨漏り修繕は十七年度事業へ。

—これに対し、雨漏りは早急に修理すべきではないかと問うと、費用がかなりかかるので、とりあえず応急処置を行い、あらためて予算計上をしたい、との答弁でした。

●落地遺跡「野磨駅家跡」の国史跡指定申請を、確認調査の後土地所有者の同意を得ながら進める。

●台風二十一号において、赤松小学校で校舎、体育館の床下浸水、二十三号では校舎屋根防水シートの破損の報告を受けました。各教育施設においても一部破損、倒木などの被害が出ましたが、修理はほぼ完了、一部雨漏りについては引き続き調査を行うとのことです。

また、県立高等学校教育改革第一次計画として西播磨学

区に総合学科の設置計画がある、との報告を受けました。

—この計画を上郡高校に持つて来た場合、普通科の高校が上郡町になくなってしまおうのか、問いました。計画があるというだけで、決定ではない、との答弁でした。

総合学科とは

普通科と専門学科による多様な教科の中から生徒が自己の興味・関心に応じて主体的に選択して学習することのできる学科。

ピュアランド山の里の収入状況

平成十六年度四月から七月までの（ピュアランド山の里）収入状況は、前年度に比べ0.五四%の微増となり、これは敬老記念券の利用によるものと思われます。十六年度下半期の事業計画など報告を受け

災害における町税の減免状況

●固定資産税 都市計画税
65件・118万9,200円

被害面積 $\frac{8}{10}$ 以上	100% 減免	12名
◇ $\frac{6}{10} \sim \frac{8}{10}$	80%	◇ 28名
◇ $\frac{4}{10} \sim \frac{6}{10}$	60%	◇ 16名
◇ $\frac{2}{10} \sim \frac{4}{10}$	40%	◇ 9名

●国民健康保険税

上記65件中41件が対象となり、約21万4,000円が減免される。

ましたが、若鷲旗大会の利用者がいないため、収入減が予想されます。詳しい数的分析を行い、綿密な事業計画の説明を要望いたしました。運営活性化実施計画についてはコンサルタントの提案に基づき、おおむね十の課題の事業計画がなされていますが、町直営では柔軟な対応に限界があったり、長期的な取り組みを必要とするため成果が現れにくく、引き続き協議が必要です。

指定管理者制度の導入について

公の施設の管理を効率的に行うため、民間事業者やNPOなどに議会の議決を通して管理を委託する制度で、行政改革に関する民間業務委託検討委員会の中で検討している、とのことです。



新商品「楽房まんじゅう」県知事賞を受賞

厚生経済常任委員会

特産品の商品化について

被災者生活復興資金貸付金申し込み状況

倒木緊急処理

上郡町地域防災計画の見直し

コミュニティバスの調査、要望について

●新商品「さつまいも入りあん」を完成させ、コンクールにて県知事賞を受賞しました。

●ほんのりと香り漂うさくらあんも好評であった。

●薬草アイス（カワラケツメイ、モロヘイヤ、しそなど）

●新製品の開発が進んでいきます。

（資金の用途）

居住の補修、生活必需品、

自動車の修理、買い替えなど。

（融資額）

三百万円以内、利息負担なし

毎月均等返済。

申し込みは、平成十七年一月三十一日迄で終わりました。

現在、町内では十二名の方の申し込みがあります。

台風二十三号によりスギ、

ヒノキの倒木整理、跡地造林

等、公共・単独事業くみあわせて被害面積一・六五ha

防護柵復旧状況

町内十二農会から、本年三月までに原形復旧の嘆願を受けました。

ファーマーズマーケット

トの取り組み状況

水田農業構造改革対策実施状況

水稻作付け達成率

九五・

六八%、転作実施率

四二・

九%

J A兵庫西が策定した地産

地消とファーマーズマーケット

トの拡充、農産物のブランド

化により、上郡町が補助金として一億五千六百万円（J A

ふれあい基金五億円の内より）

支出します。

兵庫県地域防災計画に基づいて改訂し、情報ネットワークシステムの整備、迅速且つ的確な対応を図るため、NTT西日本、関西電力などライ

フライン関係の明確化などの改正点があります。

この度の教訓を生かし災害時において被災者の要請にいち早く的確に対応できる様に

消防本部の在り方について、委員会として見直しを再度申し入れた。

他市町のコミュニティバスについてはマイカーなどの普及により利用者が減少しております。

住民ニーズにあった、運行を実施するためには、住民意向調査が必要であるとの報告がありました。

災害見舞金の状況

床上浸水百十一戸（三万円）、半壊六十九戸（十万円）、大規模半壊三戸（十万円）

平成十九年度までに、特別養護老人ホーム五十床の計画をしております。

事業者選定スケジュールは本年一月末に五業者に対して、事業計画書の提出、ヒヤリングの後、三月初旬に決定通知予定であります。



楽房まんじゅう

高度浄水施設完成まぢか

土木水道常任委員会

高度浄水施設整備事業

大枝新水源地の浄水施設の土木建築については九十五%の進捗となっており電気、機械設置工事について約五%の進捗との報告がありました。

当委員会として現地視察をし確認した上で、工程管理を厳守し、無事故での完成に向けて努力するよう申しそえた。

駅前雨水ポンプ場建設工事

雨水ポンプ場工事については約七十一%の進捗の報告があり平成十七年四月一日から川東地区の共用開始を予定しているとの報告を受けた。建設工事の委託に基づく見積りにより委託契約をしておりましたが実施設計により変更が生じ大巾な減額となったとの報告があった。土木基礎工事、

河川敷の変更等での水路の変更、ポンプ設備の変更等で総額六億七千九百九十一万円の減額による変更理由の説明があり変更契約を予定しているとの報告があった。

当委員会において、多額な変更は信じ難いものがあり、もう少し詳細な設計が出来ないのか、委託方法に疑問がある、随意契約の手法を検討出来ないかなどの問題点を今後の検討課題とするよう強く申し入れた。

災害復旧について

台風による災害復旧事業費における道路、河川の災害査定の日程の報告があった。

予算については査定後に金額が確定するものですが十二月定例会に補正を予定しており十七年度にかけて実施する予定との報告があった。

随意契約とは

随意契約とは、競争の方法によらず、任意に特定の者を選定してその者と売買、請負その他の契約を締結することをいう。一般競争入札を建前とする契約方法の特例方式である。



災害現場

広報調査特別委員会

十二月二日に朝来郡山東町において、山東町の「さんとう議会だより」は議会広報誌コンクールで優秀賞を獲得された実績もあり、どのような紙面作りを行っておられるか、研修して参りました。

大見出し、小見出しの字体を工夫したり、カラー枠を二色刷りにするなど、目に優しく、馴染みよい紙面作りに努力しているとのことでした。

また、一般質問を載せたあとの追跡調査や、一般町民も登場しての討論のページもあり、議会だよりに興味を持ってもらうために、縦書き、横書きを使い分け、色分けするなど、様々なアイデアを考えておられました。

当委員会として、限られた予算の中で工夫や趣向を凝ら

先進地に学ぶ!!

し、協力しあって、町民に親しんでもらえる広報紙作りに取り組んでいきたいと考えております。



研修風景 (山東町にて)

合併調査検討 特別委員会報告

説明会は六地区でおこなう

開催日 十一月十一日

行政当局から、住民投票の説明会の日程及び説明資料について報告と説明を受けた。

説明会の目的は、現在、二つある協議会を民意を反映して一つに絞り進展させていく住民投票である旨の情報を提供する事が主体である。

主催は上郡町と議会、対象は全町民で町内六地区で実施。

説明資料は、合併協議会の経過、町財政の見通し、合併後の人口推移及び行財政の見通しなどであるとの説明を受けた。

質疑・意見

●説明会に行けない人や問い合わせの対応は。

●町長、議会の私見は慎むべきだ。

●資料の数値や専門用語はわかりやすく説明を。

●一市二町（相生市・上郡町・三日月町）の協議会はどうしていくのか。

答弁

●窓口を企画管理課において問い合わせに対応する

●公平にわかりやすく説明する。

●一市二町は責任をもって整理する。

投票日は十二月十二日

開催日 十一月十七日

一市二町（相生市・上郡町・三日月町）協議会の整理について

十一月三十日、市町長、議長会において、協議会を設置し、協議会を開かずそれぞれ十二月定例議会において、協議会解散を議決することで合意したとの報告を受けた。

質疑・意見

●告示だけで解散できるのか。

●住民投票に問題がないのか。

答弁

●同一時に設置告示し廃止を議決すれば問題はない。

●住民投票後の解散手続きに

なるので問題はない。

住民投票の日程

町長から、住民投票の投票日は十二月十二日にするとの報告を受けた。

委員会は、相生市長から十一月十一日付で、町長と議長宛に「合併協議会の正常化について」との質問状が届いていることや、住民投票の選択肢の関連や相生市への回答について、議論をした。

町長は、法定協議会で正式に離脱を決めたものではないと判断しており、協議会が存続する限り選択肢に入れることは問題ないとの考えである。

質疑・意見

●委員会は、法定期限内の合併が可能であることが前提で協議を進めている。

●法定期限内に間に合わせるためのスケジュールを提出されたい。

答弁

●住民投票は、町民の意志を問うものと認識している。

●スケジュールは提出する。

住民投票は延期

開催日 十二月三日

相生市長から、十一月二十六日付で、「合併協議会解散通告」と「住民投票の執行に伴う申し入れ」があった。

また十一月二十九日に赤穂市長が、市議会合併特別委員会で「現行法の期限内に県へ申請することは時間的に不可能になったと判断した。上郡町が新法下であっても赤穂市との合併を目指すのであれば、四月以降に協議を再開することもありうる。」とコメントした。

委員会での議論

●解散通告を受け入れ速やかに整理すべきだ。

●説明会は、特例法期限内の合併であり、新法の説明ではない。

●相生市を選択肢に入れることは住民の理解を得ることが難しく公平性に欠ける。